

# 平成27年度児童クラブ利用者募集

保護者が就労などにより、昼間家にいない市内の小学校に在学する児童を保育します。

申込期間、保育日、定員等詳しくは各児童クラブまでお問い合わせください。

申込方法	各児童クラブに備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申込みください。
保育料	月額1,500円（おやつ代別途）

## 申込・問合せ先

児童クラブ名	実施場所	問合せ先	申込期限
吉則児童クラブ	児童センター美祢	[☎]0837(54)1488	2月27日金
伊佐児童クラブ	伊佐小学校敷地内	[☎]0837(52)2341	1月5日月～2月6日金
美祢幼稚園児童クラブ	美祢幼稚園内	[☎]0837(52)0480	2月27日金
於福児童クラブ	於福公民館内	[☎]0837(56)1273	随時受付
厚保児童クラブ	厚保小学校敷地内	[☎]0837(58)0056	随時受付
豊田前地区児童クラブ	豊田前公民館	[☎]0837(57)0260	随時受付
城原小学校児童クラブ	四郎ヶ原集会所内	[☎]080(2898)5379	随時受付
美東児童クラブ	美東保健福祉センター	[☎]08396(2)5005 (美東総合支所総合窓口課健康福祉係)	随時受付
秋吉児童クラブ	秋吉保育園隣	[☎]0837(62)1905 (秋芳総合支所総合窓口課健康福祉係)	随時受付
嘉万児童クラブ	嘉万児童館	[☎]0837(65)2167	2月27日金

※児童クラブによっては申込期限があります。定員に達しましたら選考で児童の入会を調整する場合があります。

# 平成25年度の行政評価結果を公表します

行政評価とは、行政サービスの向上を目的として、市が行っている各種の事業を評価し、改善や見直しを行うものです。平成25年度の行政評価結果を取りまとめましたので公表します。

## ①評価の対象

行政評価は、「施策」と「事務事業」を対象に実施しています。

「施策」とは、第一次美祢市総合計画に掲げた分野ごとの展開の方向であり、また「事務事業」は、施策を実現するための個々の事業や業務です。

平成25年度の行政評価では、総合計画に位置付けられた75の施策と493の事務事業及び個別事業として66の事務事業について、評価を実施しています。

## ②評価手順及び評価方法

### （1）評価手順

施策については当該施策の担当部長が、事務事業については当該事務事業の担当課長が評価を実施し、政策調整会議に諮り決定しています。

### （2）評価方法

総合計画の基本計画に位置づけられた施策について、「重要度」・「有効性」の視点で検証し、また、総合計画の実施計画に位置づけられた事業を含む全事業について、「妥当性」・「効率性」・「有効性」の視点で検証し、今後の課題及び取組方針を記載しています。

評価の結果は、情報公開コーナー及び市ホームページでご覧になれます。

問合せ先 企画政策課 [☎]0837(52)1112

# 税務課からのお知らせ

## あなたの住宅用地はかわっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成26年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成26年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

## 償却資産の申告を忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）及び個人は、地方税法第383条の規定により平成27年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で、申告書をお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

平成26年中に10KW以上の太陽光発電を開始された人は、償却資産の申告をしてください。

申告時に経済産業省からの認定通知書の写しの添付があれば、3年間課税標準額が2／3になる特例が受けられます。

◆該当する場合は2月2日㈪までに連絡をお願いします。

## 家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

### 家屋を新築・増築・改築された場合

平成26年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋（建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む）は、平成27年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税対象となります。日程を調整させていただき、調査に伺いますので、税務課固定資産税係までご連絡ください。

### 家屋を取り壊された場合

平成26年中に取り壊された家屋は、平成27年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

## 平成23年度に地籍調査のあった土地について

平成23年度に地籍調査のあった土地について、平成26年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成27年度の評価額や税額が変更されています。

問合せ先 税務課 【☎0837(52)5234】

### 美祢市着地型ツアー商品「美祢旅」

#### 『松前了嗣とたどる高杉晋作と奇兵隊ゆかりの地』

#### ツアー参加者募集



今年のNHK大河ドラマは明治維新が舞台。これを機会に地元の歴史を学んでみませんか。山口で人気の郷土史家・松前了嗣さんと一緒に高杉晋作と奇兵隊ゆかりの地をたどります。昼食は、秋吉台芸術村レストラン「ラルゴ」特製の大名椀をご用意。

- 催行日 2月28日㈪ 日帰りバスツアー
- 料 金 お一人様4,500円（税込）昼食・ガイド付き
- 行 程 7時20分山口駅==新山口駅==8時25分美東センター==8時40分秋吉公民館==9時美祢市役所==東行庵==常闇寺==秋吉台国際芸術村【昼食】==香水塙・大田絵堂戦跡記念碑【車窓】==絵堂村・柳井家の門==金麗社==道の駅みとう==16時20分美東センター==16時35分秋吉公民館==16時55分美祢市役所==新山口駅==18時45分山口駅

※このツアーは標準旅行約款に基づきます。ご契約の際にご確認ください。

- 主催・申込 秋吉台ツアーズ【全国旅行業協会正会員 山口県登録 第3種118号】【☎0837(62)1600】
- 後 援 一般社団法人美祢市観光協会